

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

## アルゼンチン共和国向け原産地証明書への 証明機関の連絡先の記載について

商工会議所で発行したアルゼンチン共和国向け原産地証明書について、現地税関にて証明機関の名称・住所等を記載するよう、指摘を受けるケースがいくつかございました。

日本商工会議所を通じ、同国大使館へ照会したところ、同国の規定（経済産業省所管通達第1996/763号第6条）において「原産地証明書に証明機関の連絡先（名前、住所、電話、FAX）を記載」するよう取り決めている旨の回答がございましたので、今後、同国向けに原産地証明書を取得される方は、下記の文言を所定の箇所に記載の上、申請くださいますようお願い申し上げます。

### 記

・原産地証明書への記載文言（「6. Remarks」欄に記載ください）

※「10. Certification」欄（会議所捺印欄）に記載することはできません

The Kobe Chamber of Commerce and Industry  
1-Minatojima-Nakamachi, 6-chome, Chuo-ku,  
Kobe 650-8543 Japan  
TEL: +81-78-303-5807 FAX: +81-78-306-2348

・その他

上記文言を会議所提出用のインボイスに記載する必要はありません

以上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部貿易証明係

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話:078-303-5807 FAX:078-306-2348